

V 産業廃棄物処理業等の概況

本市は、平成12年4月1日から産業廃棄物処理業及び処理施設の許可事務を行っている。

1 許可

(1) 産業廃棄物処理業

処理業者数

(令和3年4月1日現在)

区 分	産 業 廃 棄 物	特別管理産業廃棄物
収集運搬業	44	14
処 分 業	40	3

(2) 産業廃棄物処理施設

処理施設数

(令和3年4月1日現在)

区 分		施 設 数
中間処理 施 設	汚泥の脱水施設（可搬型含む）	8
	汚泥の乾燥施設	0
	廃プラスチック類の破砕施設	3
	木くずの破砕施設	14
	廃プラスチック類，木くずの破砕施設	2
	廃プラスチック類，木くず，繊維くず，紙くずの破砕施設	1
	廃プラスチック類，木くず，がれき類の破砕施設	1
	木くず，紙くず，繊維くず，廃石膏ボードの破砕施設	1
	がれき類の破砕施設	14
	汚泥，廃油，廃プラスチック類，産業廃棄物の焼却施設	1
計		45
最 終 処 分 場	安定型	8
	管理型	1
	安定型及び管理型	6
計		15